

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年9月1日

京都市長 松 井 孝 治

京都市規則第 16 号

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「2, 160円」を「2, 880円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の規定は、令和8年4月1日午前8時30分以後に支給すべき事由が生じた手当について適用する。

(消防局総務部人事課)